

静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように定める。

令和2年6月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、本市の市長、委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市長等の損害賠償責任については、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項若しくは第4項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の1会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を市長等が賠償の責任を負う額から控除して得た額について、免れさせる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 人事委員会、農業委員会若しくは固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は公営企業管理者 2
- (4) 職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。